

帰化、国籍取得に関するご相談について



ご相談は**予約制**となっております。
事前に住所地を管轄する法務局に
お電話でご予約をお願いします。

管轄と電話番号

和歌山地方法務局戸籍課

- ・電話：073-422-5131（代表） 音声案内の2番
- ・管轄：和歌山市，海南市，有田市，岩出市，紀の川市，橋本市，紀美野町
- ・有田川町，湯浅町，広川町，かつらぎ町，高野町，九度山町

和歌山地方法務局田辺支局

- ・電話：0739-22-0698（代表） 音声案内の5番
- ・管轄：田辺市，御坊市，由良町，日高町，美浜町，日高川町
- ・印南町，みなべ町，上富田町，白浜町，すさみ町

和歌山地方法務局新宮支局

- ・電話：0735-22-2757（代表） 音声案内の3番
- ・管轄：新宮市，串本町，古座川町，那智勝浦町，太地町，北山村

法務局からのお知らせ

帰化手続 について

- ・帰化申請をしてから法務大臣が許可するまでは，半年から1年を要する場合があります。
- ・帰化申請のために多くの書類を集めていただくほか，何度か相談のためにご来庁いただきます。

最初の相談 について

- ・担当官から集めていただく書類をお知らせします。
- ・運転免許証，在留カード（特別永住者証明書），パスポートを持参願います。
- ・父母，配偶者，兄弟姉妹の氏名・生年月日，国籍，婚姻日や死亡日を，分かる範囲で調べておいて下さい。

国籍取得 について

- ・日本人父が認知した子で20歳未満の者は，法務大臣に届け出ることで日本国籍を取得できる可能性があります。
- ・国籍留保届をせずに日本国籍を失った者で20歳未満の者は，日本に住所を有するときは，法務大臣に届け出ることで日本国籍を取得できる可能性があります。